

1 中間見直し時期等

※ 青森県は「保健医療計画」として策定しているが、資料上は「医療計画」と表記している。

- 現行の医療計画の期間は平成30年度（2018）から令和5年度（2023）までの6年間。医療法第30条の6の規定に基づき、在宅医療その他必要な事項について、現行計画の3年目に当たる**令和2年度中に中間見直し**を行うこととされている。

2 中間見直しの方向性

- (1) 在宅医療の整備目標の設定に当たって、令和5年度の目標値については、第8期介護保険事業（支援）計画（令和3年度～5年度）と整合的なものとなるように見直し、改めて目標値を設定
- (2) 中間見直しに向けた国の「医療計画の見直し等に関する検討会」における論点
  - ・ **指標例の見直し（5疾病・5事業及び在宅医療）**
  - ・ 5疾病・5事業及び在宅医療ごとの課題の把握
- (3) 国から示される指針等
  - ① 上記、(2)を踏まえ、国で見直しを行った次のア、イの指針が、令和2年3月末に提示される予定
    - ア **作成指針**：医療計画策定にあたっての**作成の手順、留意事項**を示したもの
    - イ **構築指針**：疾病・事業及び在宅医療ごとの**医療体制構築手順、求められる医療機能等に係る指針**を示したもの
  - ② このほか、本県の状況変化に伴う必要に応じた見直し

指標例の見直し(検討会の意見を一部抜粋)  
 がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患…現行の指標を継続  
 糖尿病…1型糖尿病に対する専門的治療を行う医療機関数を追加等  
 精神疾患…依存症専門医療等機関数の追加等  
 救急医療…救命救急センター充実段階評価にS評価を追加等  
 災害医療、周産期医療、小児医療  
 …災害時小児周産期リエゾン任命者数を重点指標として追加等  
 へき地医療…へき地拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合の追加等  
 在宅医療…訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数の追加等

3 中間見直し手順

- 県医療審議会の下部組織である**医療計画部会**を中心に各種検討を実施。
- 今回の中間見直しの中心とされる**5疾病5事業及び在宅医療に係る指標、医療連携体制等**については、**それぞれの対策協議会等**において計画見直しの素案を検討する。

スケジュール案	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(中間見直し) 医療審議会及び医療計画部会、各種協議会の開催						第1回医療計画部会	第1回医療審議会			第2回医療計画部会		第2回医療審議会